

第2次中野市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. プロポーザル実施の目的

中野市では、平成19年度から平成28年度までを計画期間とした中野市総合計画に基づき施策を展開しているが、少子高齢化や人口減少の進行、経済・雇用情勢の低迷などの社会経済情勢の変化に対応すべく、現行の総合計画期間を前倒しし、平成28年度を初年度とする第2次中野市総合計画の策定を行う。

本業務は、平成28年度から平成37年度（10年間）を計画期間とする第2次中野市総合計画の策定にあたり、市民との「協働」の理念を中心に置き、市民が主体的に計画策定に参画できるよう配慮し、計画作成を確実に遂行するため、必要な資料の作成及び関係する会議の運営並びに計画案の取りまとめ等を委託するものだが、業務にあたり、高度な専門知識やノウハウによる優れた提案を得るため、事業者を公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定することを目的として、提案を募集する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成26年度 第2次中野市総合計画策定支援業務委託（以下「支援業務」という。）
- (2) 業務内容 別冊「支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成28年3月25日までとする
- (4) 業務規模 支援業務に関する費用は、5,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。（平成26年度：2,600,000円以内、平成27年度：3,200,000円以内 ※債務負担行為設定事業）

3. 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限時において、平成25・26年度中野市物品等競争入札参加資格者名簿の「20業務委託-14企画立案・デザイン」に登録がある者であること。
- (3) 企画提案書の提出時において、中野市における製造の請負、物品の買入れその他の契約に関する規則（平成17年中野市規則第43号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (5) 平成26年3月31日までの5年間に2回以上にわたって、国又は地方公共団体と行政やまちづくりに関する調査、分析、計画策定等の業務について元請として履行した実績を有する者であること。

4. 参加表明書に関する事項

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第1号の1）
 - ② 実績調書（様式第1号の2）
- (2) 提出期限 平成26年7月25日（金）午後5時まで（持参、郵送ともに必着）
- (3) 提出場所 「12. 担当部署（書類提出先・問合せ先）」のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、一般書留のいずれかに限る）

5. 質疑の受付と回答

- (1) 提出書類 質疑書（様式第2号）
- (2) 受付期限 平成26年7月25日（金）午後5時まで（持参、郵送ともに必着）
- (3) 提出場所 「12. 担当部署（書類提出先・問合せ先）」のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、一般書留のいずれかに限る）
※「4. 参加表明書に関する事項」の提出書類と併せて提出してください。
- (5) 回答方法 平成26年7月29日（火）までに参加表明書の提出者全員に対して、電子メールにより回答予定。

6. 企画提案書に関する事項

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案申込書（様式第3号）
 - ② 企画提案書 様式は任意とし、提案書に使用する用紙はA4版で、最大15ページ以内とすること。
- (2) 企画提案書に記載すべき事項
 - ① 企画提案の概要及び応募者のセールスポイント等を適宜図や表などを用いて1ページにまとめた表紙（いわゆる「ポンチ絵」）
 - ② 中野市の現状と課題に対する考え方
 - ③ 総合計画の方向性に対する考え方
 - ④ 企画提案
 - ア. 業務フロー（スケジュール）
 - イ. 業務実施計画
（現行計画の検証についての提案、市民アンケート調査についての提案、市民参画についての提案）
 - ウ. 応募者が想定・提案する総合計画
（体系図、アウトプットイメージ）
 - エ. その他の提案内容
 - ⑤ 業務実施体制
 - ア. 同種又は類似の業務実績
 - イ. 配置予定技術者の資格、経歴、能力、現在受託している業務の状況
 - ウ. 技術者と当市担当部署との連携イメージ
 - ⑥ 見積書（消費税込みの業務経費総額及びその積算内訳）

(3) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ・可能な限り具体的な表現方法で記載すること。
- ・7に定める選考項目と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。
- ・仕様書を参照して記載することとするが、これに関わらず、業務目的を達成するために合理的かつ効果的な実施方法として、独自に考える企画等がある場合には、それを企画提案書に記載すること。

(4) 提出期限

平成26年8月8日（金）午後5時（必着）とし、期限に遅れた提案書類は、その追加及び修正を含め、いかなる理由があっても受理しない。

(5) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送（簡易書留、一般書留のいずれかに限る）とし、「12. 担当部署（書類提出先・問合せ先）」まで5部提出する。

7. 企画提案の選考及び受託予定業者の選定

(1) 選考の実施

別表1の者で構成する「第2次中野市総合計画策定支援に関する公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、非公開で選考を行う。

(2) 選定方法

書類選考により、評価合計点数の7割以上を獲得した応募者のうち、最高評価の応募者を第1優先契約候補者として選定する。また、次点者を第2優先契約候補者として選定する。

(3) 選考項目及び評価基準等

選考項目	評価基準	配点
①業務内容の理解度	中野市の実態及び業務の趣旨・内容について十分に理解していること	5
②提案内容の具体性	提案内容が具体性、妥当性及び実現可能性に優れていること	5
③提案内容の独創性	提案内容に創意工夫がみられ、書類の作成においても優れた能力がみられること	5
④業務実施の確実性	同種又は類似業務において確実な実績があり、必要なノウハウを十分に有していること	5
⑤業務遂行の安定性	企画提案、業務実施体制及び見積書から総合的に判断し、業務を安定的に遂行できる者であること	5

※各選定委員の持ち点を25点、選定委員4名の合計100点を満点として選定委員会が評価点数を算出する。

※評価基準点は別表2のとおりとする。

(4) 選考結果

選考結果は、応募者全員に対し文書と併せて電子メールにて通知する。ただし、選考結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

(5) その他

- ① 上記の選考の結果、最高評価の企画提案が複数ある場合は、当該応募者を対象にヒヤリング等を行うことができる。
- ② 選考結果に影響を与えるよう、選定委員会委員と接触又は連絡するなど、適正な選考を妨害する行為があった場合には、その応募者を失格とする。

8. 契約方法

7で選定した第1優先契約候補者と随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は3の参加資格要件を満たさなくなった場合は、第2優先契約候補者と契約の交渉を行うこととする。

また、応募者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

9. スケジュール

公募開始	平成26年7月15日(火)
参加表明書の提出期限	平成26年7月25日(金)午後5時まで
質問の受付期限	平成26年7月25日(金)午後5時まで
質問への回答期限	平成26年7月29日(火)
企画提案書等の提出期間	平成26年8月8日(金)午後5時まで
契約締結予定日	平成26年8月下旬

10. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合
- ③ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ④ 選定委員会又は本業務の関係者に企画内容に関する助言を求めた場合
- ⑤ 2(4)に示す業務規模を超えた場合

11. その他

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出後の書類等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等は、本プロポーザル業務受託者選定に関し、公平性、透明性及び客観性の確保を目的に公表することがある。
- (7) 前号により公表する場合は、提出された企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

12. 担当部署（書類提出先・問合せ先）

- (1) 所属名 中野市総務部政策情報課政策推進係
- (2) 住 所 〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号
- (3) 電 話 0269-22-2111（内線216）
- (4) F A X 0269-26-0349
- (5) E-mail seisaku@city.nakano.nagano.jp

13. 実施期日

この要領は、平成26年7月15日から実施する。

（別表1）第2次中野市総合計画策定支援に関する公募型プロポーザル選定委員

役 職 名			
副市長	教育長	総務部長	政策情報課長

（別表2）評価基準点

選考項目	評価基準点				
	A 大変良い	B 良い	C 普通	D やや弱い	E 弱い
①業務内容の理解度	5	4	3	2	1
②提案内容の具体性	5	4	3	2	1
③提案内容の独創性	5	4	3	2	1
④業務実施の確実性	5	4	3	2	1
⑤業務遂行の安定性	5	4	3	2	1
合 計	25点満点				